

長野県砂防指定地管理規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第21号

長野県砂防指定地管理規則

砂防指定地管理規則(昭和36年長野県規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、砂防法(明治30年法律第29号)及び長野県砂防指定地管理条例(平成14年長野県条例第57号。以下「条例」という。)の規定に基づき、砂防指定地の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、砂防指定地内行為許可申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 行為の場所を明示した縮尺5万分の1以上の位置図
- (2) 行為の区域を明示した縮尺5,000分の1以上の区域図
- (3) 行為の区域を明示した公図の写し
- (4) 縮尺1,000分の1以上の現況平面図に行為の内容を明示した図面
- (5) 縮尺縦200分の1以上かつ横1,000分の1以上の現況縦断図に行為の内容を明示した図面
- (6) 縮尺縦100分の1以上の現況横断図に行為の内容を明示した図面
- (7) 新築、改築、増築、移転又は除去(以下この条及び次条において「新築等」という。)をしようとする建築物、施設その他の工作物の構造を示す図面
- (8) 新築等をしようとする建築物、施設その他の工作物の荷重に係る地盤の安定計算書
- (9) 流量計算書
- (10) 土量計算書
- (11) 施工方法を記載した図書
- (12) 工程表
- (13) 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした写真
- (14) 行為に係る土地について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みがあることを示す書面

(15) その他知事が必要と認める書類

(許可を受けることを要しない行為)

第3条 条例第3条第1項ただし書の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宅地（次に掲げる土地の区域内のものを除く。）において行う建築物、施設その他の工作物の新築等
 - ア 急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地の区域であって、高さが5メートル以上のものをいう。以下同じ。）
 - イ 急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該上端からの水平距離が10メートル以内の区域
 - ウ 急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が10メートル以内の区域
 - エ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により地すべり防止区域に指定された土地の区域
 - オ 砂防設備からの水平距離が5メートル以内の土地の区域
 - カ 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（同法が適用又は準用されない河川にあつては、同項第1号の土地の区域）
- (2) 載荷重が1平方メートルにつき2.5トン以下の仮設工作物の新築等であつて、土地の形質の変更を伴わないもの（前号のア、イ、オ及びカに該当する土地の区域において行うものを除く。）
- (3) 除伐、間伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採
- (4) 高さが50センチメートル以下の切土又は深さが50センチメートル以下の掘削であつて、水の浸透又は停滞を増加させないもの（次に掲げる土地の区域において行うものを除く。）
 - ア 第1号のア、イ、オ及びカに該当する土地の区域
 - イ 急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該下端からの水平距離が2メートル以内の区域
- (5) 水田（地割れその他の土地の状況により水の浸透しやすい水田を除く。）に水を放流し、又は貯留する行為
- (6) かんがい用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に水を放流する行為
- (7) 日常生活の用に供するため宅地（地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）において散水し、水を浸透させる行為
- (8) 用排水路に水を放流する行為
- (9) ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為
- (10) 載荷重が1平方メートルにつき2.5トン以下の土石砂れき又は鉱物の集積（第1

号のア、イ、オ及びカに該当する土地の区域において行うものを除く。)

(11) 農地において耕うんその他の農作業として行う行為(第5号及び第6号に掲げる行為を除く。)

(12) 自家用のための立木若しくは竹の伐採、草根の採取又は土石砂れきの採取(機械力を使用しないで行うものに限る。)

(新たに砂防指定地に指定された場合の行為の届出)

第4条 条例第4条の規定による届出は、砂防指定地内行為届出書(様式第2号)に、第2条各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(行為の変更の許可の申請)

第5条 条例第6条第1項の変更の許可を受けようとする者は、砂防指定地内行為変更許可申請書(様式第3号)に、第2条各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(輕易な変更)

第6条 条例第6条第1項の規則で定める輕易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 立木又は竹の伐採面積及び伐採本数を減少させるもの

(2) 樹根又は草根の採取面積及び採取量を減少させるもの

(3) 牛馬その他の家畜の放牧面積を減少させるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、治水砂防上の支障が生じないものとして知事が認める輕易な変更

(標識)

第7条 条例第7条(条例第12条第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識は、様式第4号によるものとする。

(住所、氏名等の変更の届出)

第8条 条例第8条(条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、住所(氏名、名称)変更届出書(様式第5号)により行うものとする。

(死亡等の届出)

第9条 条例第9条(条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、死亡(解散)届出書(様式第6号)により行うものとする。

(承継の届出)

第10条 条例第10条(条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、承継届出書(様式第7号)に、地位を承継したことを証する書類を添えて行うものとする。

(完了又は廃止の届出)

第11条 条例第11条第1項及び第2項(条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、完了(廃止)届出書(様式第8号)に、必要に応じて現況を撮影した写真を添えて行うものとする。

(占用の許可の申請)

第12条 条例第12条第1項の許可を受けようとする者は、砂防設備占用許可申請書(様式第9号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 占用の場所を明示した縮尺5万分の1以上の位置図
- (2) 縮尺1,000分の1以上の現況平面図に占用の内容を明示した図面
- (3) 占用面積計算書
- (4) 占用の場所及びその付近の状況を明らかにした写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(新たに砂防指定地に指定された場合の占用の届出)

第13条 条例第12条第2項において準用する条例第4条の規定による届出は、砂防設備占用届出書(様式第10号)に、前条各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(占用の変更の許可の申請)

第14条 条例第12条第2項において準用する条例第6条第1項の変更の許可を受けようとする者は、砂防設備占用変更許可申請書(様式第11号)に、第12条各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(身分証明書)

第15条 職員が砂防法第23条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、身分証明書(様式第12号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(許可の申請書又は届出書の添付書類の省略)

第16条 第2条、第5条、第12条若しくは第14条の規定による許可の申請又は条例第4条(条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る行為又は占用が、建築物等に係るものでないことその他の理由により、第2条、第4条、第5条又は第12条から第14条までの規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図面等の一部を省略することができる。

(書類の経由等)

第17条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、正副2部とし、当該砂防指定地の区域を管轄する建設事務所(管轄する砂防事務所がある場合にあっては、当該区域を管轄する砂防事務所)の長を経由しなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の砂防指定地管理規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の長野県砂防指定地管理規則（次項において「新規則」という。）の相当する規定に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第20条の規定により交付されている身分証明書は、新規則第15条の規定により交付された身分証明書とみなす。
- 4 この規則の施行前にした行為に対する旧規則に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(様式第1号)(第2条関係)

砂防指定地内行為許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

〔法人にあっては、名称〕
及び代表者の氏名 〕

長野県砂防指定地管理条例第3条第1項の規定により、下記のとおり砂防指定地内における行為の許可を申請します。

記

許可を受けようとする 行為の場所	川支 川(沢) 郡(市) 町(村)字 番地
地 目	
面 積	
許可を受けようとする 行為の内容	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで

(備考) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(様式第2号) (第4条関係)

砂防指定地内行為届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、名称〕
及び代表者の氏名

長野県砂防指定地管理条例第4条の規定により、下記のとおり砂防指定地内における行為をしているので届け出ます。

記

行為地の場所	川支 川(沢) 郡(市) 町(村)字 番地
地 目	
面 積	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで

(様式第3号) (第5条関係)

砂防指定地内行為変更許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住所

氏名 ⑩

[法人にあっては、名称]
及び代表者の氏名]

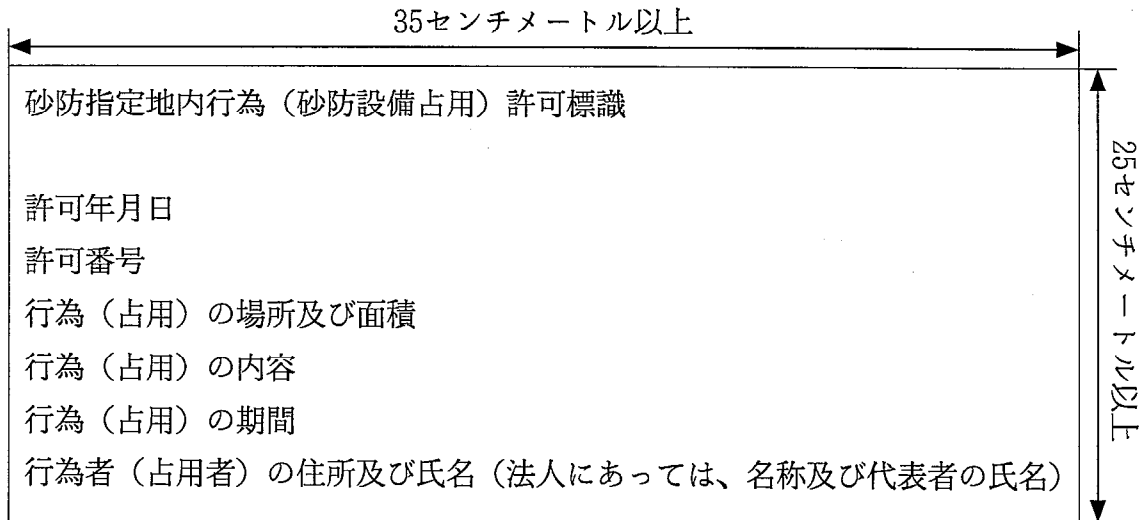
長野県砂防指定地管理条例第6条第1項の規定により、下記のとおり砂防指定地内における行為の変更の許可を申請します。

記

許可年月日及び許可番号		
変更の概要	変更前	変更後
変更の理由		

(備考) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第4号) (第7条関係)



(様式第5号)(第8条関係)

住所(氏名、名称)変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、名称〕
及び代表者の氏名

長野県砂防指定地管理条例第8条(第12条第2項において準用する同条例第8条)の規定により、下記のとおり住所(氏名、名称)を変更したので届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号		
変更した事項	変更前	変更後

(様式第6号)(第9条関係)

死亡(解散)届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

氏名

長野県砂防指定地管理条例第9条(第12条第2項において準用する同条例第9条)の規定により、下記のとおり許可行為者(砂防設備の占用の許可を受けた者)が死亡(解散)したので届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号		
死亡(解散)の年月日	年	月 日
許可行為者(砂防設備の占用の許可を受けた者)の氏名又は名称		

(様式第7号)(第10条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

氏名

[法人にあっては、名称]
及び代表者の氏名]

長野県砂防指定地管理条例第10条(第12条第2項において準用する同条例第10条)の規定により、下記のとおり許可行為者(砂防設備の占用の許可を受けた者)の地位を承継したので届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	
許可行為者(砂防設備の占用の許可を受けた者)の氏名又は名称	

(様式第8号)(第11条関係)

完了(廃止)届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

氏名

[法人にあっては、名称]
及び代表者の氏名]

長野県砂防指定地管理条例第11条(第12条第2項において準用する同条例第11条)の規定により、下記のとおり砂防指定地内行為(砂防設備の占用)を完了した(廃止する)ので届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号	
完了(廃止)年月日	年 月 日

(様式第9号)(第12条関係)

砂防設備占有許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

〔法人にあっては、名称〕
及び代表者の氏名

長野県砂防指定地管理条例第12条第1項の規定により、下記のとおり砂防設備の占有の許可を申請します。

記

許可を受けようとする 占有の場所	川支 川(沢) 郡(市) 町(村)字 番地
占有する砂防設備	
占有の面積	
占有の目的	
占有の内容	
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他の参考事項	

- (備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 工作物の設置を伴う砂防設備の占有にあっては、当該工作物の設置に係る条例第3条第1項の規定による許可の申請年月日を「その他の参考事項」欄に記載すること。

(様式第10号)(第13条関係)

砂防設備占用届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住所

氏名

〔法人にあっては、名称〕
及び代表者の氏名

長野県砂防指定地管理条例第12条第2項において準用する同条例第4条の規定により、
下記のとおり砂防設備を占有しているもので届け出ます。

記

占有の場所	川支 川(沢) 郡(市) 町(村)字 番地
占有している砂防設備	
占有している面積	
占有の目的	
占有の内容	
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで

(様式第11号)(第14条関係)

砂防設備占用変更許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

[法人にあつては、名称]
及び代表者の氏名]

長野県砂防指定地管理条例第12条第2項において準用する同条例第6条第1項の規定により、下記のとおり砂防設備の占用の変更の許可を申請します。

記

許可年月日及び許可番号		
変更の概要	変更前	変更後
変更の理由		

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第12号)(第15条関係)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名
上記の者は、砂防法第23条第1項の規定により、砂防指定地内の監視管理等のため、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。
年 月 日交付
(有効期間)
長野県知事 ㊟

砂 防 課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第22号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第3号及び第3項第3号中「第1条の3第1項の表の1の(ハ)の項」を「第1条の3第1項の表の1の(ぬ)の項」に改める。

第37条第1項及び第2項中「(36)から(39)」を「(40)から(43)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第37条第1項及び第2項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

建築管理課

長野県教育委員会表彰等規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第4号

長野県教育委員会表彰等規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会表彰等規則(昭和48年長野県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次に掲げる者は、前項の表彰を受けることができない。

(1) 罰金以上の刑に処せられた者(道路交通法(昭和35年法律第105号)又は自動車

の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定により罰金刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が消滅した者を除く。)

(2) 破産者であつて復権を得ない者

第3条第1項中「前条各号の一」を「前条第1項各号のいずれか」に改める。

第8条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第3項中「つど」を「都度」に改める。

第9条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第10条中「第2条及び第5条第1項」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

総 務 課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第5号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務課」を「教育振興課」に、「特殊教育課」を「自律教育課」に、「人権・同和教育課」を「人権教育課」に改める。

第4条の見出しを「(教育振興課)」に改め、同条中「総務課は」を「教育振興課は」に改め、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 教育改革の推進に関すること。

第5条第6号中「並びに盲学校」を「、盲学校」に改め、「(以下「特殊学校」という。)」を削る。

第6条の2の見出しを「(自律教育課)」に改め、同条中「特殊教育課は」を「自律教育課は」に改め、同条第1号中「特殊教育」を「自律教育」に改め、同条第2号から第4号まで、第6号及び第7号中「特殊学校」を「盲学校、ろう学校及び養護学校」に改める。

第7条第1号中「特殊教育課」を「自律教育課」に改める。

第12条の見出しを「(人権教育課)」に改め、同条中「人権・同和教育課は」を「人権教育課は」に改め、同条第1号及び第2号中「及び同和教育」を削る。

第14条中「特殊学校」を「盲学校、ろう学校、養護学校」に改める。

第17条第4項第4号中「及び特殊学校」を「、盲学校、ろう学校及び養護学校」に改め、同項第5号中「特殊学校」を「盲学校、ろう学校、養護学校」に改め、同項第8号及び同条第5項第2号中「及び同和教育」を削る。

第21条第1項及び第4項中「特殊教育部」を「自律教育部」に改め、同条第5項第2号中「、同和教育」を削り、同項第3号及び同条第6項中「特殊教育部」を「自律教育部」に改め、同項第1号、第3号及び第4号中「特殊教育」を「自律教育」に改め、同条第7項中「特殊教育部」を「自律教育部」に改め、同条第8項第3号中「特殊教育」を「自律教育」に改める。

別表第1中「| 総務課 | 庶務係 |」を「| 教育振興課 | 教育振興係 |」に、「及び第14号から第16号」を「、第13号及び第15号から第17号」に、「| 企画統計係 |」を「| 教育改革推進係 |」に、「及び第13号」を「及び第14号」に、「| 特殊教育課 |」を「| 自律教育課 |」に、「| 人権・同和教育課 |」を「| 人権教育課 |」に改める。

別表第7の課の項中

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

 を

企画員	高度な企画調整事務
教育幹	教育行政に関する高度な専門的事務の総括掌理

 に改め、同表中

総務課

 を

教育振興課

 に改め、同表の教学指導課の項及び人権・同和教育課の項を削り、

同表の教育事務所の項及び体育センターの項中

衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務
-------	----------------------

 を

主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐
衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務

に改める。

別表第8の教育機関の項中

衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務
-------	----------------------

を

主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐
衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務

に改め、同表

の総合教育センターの項中

実習助手	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の補助的事務
------	------------------------------

を

実習助手	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の補助的事務
産業医	労働安全衛生法第13条に規定する職務
衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(教育関係事務の定例報告に関する規則の一部改正)

2 教育関係事務の定例報告に関する規則(昭和32年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「総務課」を「教育振興課」に改める。

総 務 課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第6号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2の(2)中「臨時的任用」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定による任期付採用」を加える。

別表第5の2の(4)中「(8)」を「(7)」に改め、同(5)を削り、同(6)中「臨時的任用」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定による任期付採用」を加え、同(6)を同(5)とし、同(7)を同(6)とし、同(8)を同(7)とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

総 務 課

長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県議会議長 宮 沢 勇 一

○長野県議会規則第1号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則(昭和35年長野県議会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第23条第1項及び第25条第1項中「そなえ」を「備え」に、「5人以上」を「4人以上」に改める。

第85条中「定」を「定め」に、「5人以上」を「4人以上」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月30日から施行する。

議 事 課